

奈良市公報

号外第21号

平成22年9月6日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報	1
○開発行為に関する工事の完了	1
○なら工藝館の臨時休館	2
○放置自転車等の保管	2
○農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	2
○生活保護法の規定による医療機関の指定	2
○開発行為に関する工事の完了	2
○放置自転車等の保管	3
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	3
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	3
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	3
○生活保護法の規定による施術者の指定	4
○奈良市保健所等複合施設建設工事掘削土処分に係る土壤調査委員会設置要綱	4
○奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示	5
○放置自転車等の保管(2件)	5
○都市公園の供用の開始	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	6
○生活保護法の規定による医療機関の指定	6
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	7
○放置自転車等の保管(2件)	7
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	7
○放置自転車等の保管	8
○急性灰白髄炎予防接種の実施	8
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	8
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	9
○放置自転車等の保管	9
○大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) JR奈良駅南特定土地区画整理事業の変更	9
○放置自転車等の保管	9

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	9
----------------------	---

公 平 委 員 会

○奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....10

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定.....10

選 挙 管 理 委 員 会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....10

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧.....10

告 示

奈良市告示第214号

奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第25条の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)第17条の規定に基づき告示します。

なお、平成21年奈良市告示第424号は、廃止します。

平成22年4月16日

奈良市長 仲川元庸

試験等の名称	職員採用試験
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	各試験においての総合順位、総合得点及び試験種類別得点
開示する期間	第1次試験の合格発表日から当該年度の3月31日まで
開示する場所	市長公室人事課

(平成22年4月16日掲示済)

奈良市告示第215号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年4月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年7月16日 奈良市指令都整開 第09A-4号

平成21年11月4日 奈良市指令都整開 第09A-4-

1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年4月16日 第1212号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市鳥見町一丁目8番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府東大阪市水走4丁目5番3号
光輝物流株式会社
代表取締役 角井勝美
(平成22年4月16日掲示済)

奈良市告示第216号

なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、平成22年6月8日から同月13日までなら工藝館を休館します。

平成22年4月16日

奈良市長 仲川元庸
(平成22年4月16日掲示済)

奈良市告示第217号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年4月16日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年4月16日掲示済)

奈良市告示第218号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更するので、農業経営基盤強化促進法第6条第7項に基づき公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案について意見のある農業者及び農業関係団体は、平成22年4月26日までに市に意見を申し出ることができます。

平成22年4月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案の縦覧期間
平成22年4月19日から平成22年4月26日まで
- 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市觀光經濟部農林課内
(平成22年4月16日掲示済)

奈良市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年4月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
かしわぎ歯科	奈良県奈良市西大寺南町5-75	平成22年4月2日
こぐま薬局西登美ヶ丘店	奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目11-14	平成22年4月1日
ひかり薬局柏木店	奈良県奈良市大安寺町515-2 柏木町医療タウン105号室	平成22年4月1日

(平成22年4月19日掲示済)

奈良市告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年4月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年12月17日 奈良市指令都整開 第09A-32号

平成22年3月24日 奈良市指令都整開 第09A-32-1号	市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
2 検査済証の交付年月日及び番号	平成22年4月19日
(1) 開発行為 平成22年4月19日 第1213号	奈良市長 仲川元庸
(2) 公共施設 平成22年4月19日 第539号	
3 開発区域に含まれる地域	1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
奈良市押熊町2063番1の一部及び2078番3並びに東登美ヶ丘六丁目2020番157の一部及び2020番181の一部	2 移動年月日 平成22年4月19日
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名	3 移動対象区域 近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
奈良市押熊町228番地 柳本昭治	以下省略
5 公共施設の種類、位置及び区域	(平成22年4月19日掲示済)
(1) 道路 奈良市押熊町2063番1の一部並びに東登美ヶ丘六丁目2020番157の一部及び2020番181の一部	
(2) 下水道 奈良市押熊町2063番1の一部及び東登美ヶ丘六丁目2020番181の一部	
	奈良市告示第222号
	生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
	平成22年4月20日
	奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第221号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
こぐま薬局西登美ヶ丘店	奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目11-14	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年4月1日 平成22年4月1日
株式会社 パーチェ	奈良県奈良市押熊町547-1		

(平成22年4月20日掲示済)

奈良市告示第223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定より指定介

護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10A棟110	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売	平成21年1月31日 平成21年1月31日
有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10三和マンションA棟110		

(平成22年4月20日掲示済)

奈良市告示第224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項

の規定において準用する同法第50条の2の規定より指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月20日

奈良市長 仲川元庸			
指定介護機関			
名称	所在地	廃止した施設又は廃止した事業の種類	
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		廃止年月日
香梅苑訪問介護事業所	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山817-5	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年3月31日 平成22年3月31日
社会福祉法人広瀬福祉会	奈良県山辺郡山添村広瀬823		
有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10A棟110	居宅 福祉用具貸与	平成21年3月31日
有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10三和マンションA棟110		
有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10A棟110	介護予防 福祉用具貸与	平成22年3月31日
有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町10-10三和マンションA棟110		
医療法人岡谷会高畠診療所	奈良県奈良市高畠町95-1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成22年1月31日
医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木辻町200		

(平成22年4月20日掲示済)

奈良市告示第225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定期間
施術所の名称	施術所の所在地		
長浜 誠悟		柔道整復	平成22年4月9日
ながはま整骨院 (長浜 誠悟)	奈良県奈良市法蓮町166-1 シャトレービル1F		
寺嶋 大輔		あんま	平成22年4月9日
祥あんマッサー ジセンター(寺嶋 大輔、中谷 順也)	奈良県奈良市西大寺東町一丁目 6-26		
中谷 順也		あんま	平成22年4月9日
祥あんマッサー ジセンター(寺嶋 大輔、中谷 順也)	奈良県奈良市西大寺東町一丁目 6-26		

宮澤 弥生	あんま	平成22年 4月9日
宮澤 弥生	奈良県奈良市西 大寺本町4-29	

(平成22年4月21日掲示済)

奈良市告示第226号

奈良市保健所等複合施設建設工事掘削土処分に係る土壤調査委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年4月21日

奈良市長 仲川元庸

保健所等複合施設建設工事掘削土処分に係る土壤調査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市保健所等複合施設の建設工事における掘削土の処分に係る土壤調査(以下「土壤調査」という。)を行うため、奈良市保健所等複合施設建設工事掘削土処分に係る土壤調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 土壤調査の対象及び時期の決定に関する事項。
- (2) 土壤調査の方法の選定に関する事項。
- (3) 土壤調査の監理のあり方に関する事項。
- (4) 土壤調査の結果に関する事項。
- (5) その他土壤調査に関する必要な事項
(組織)

第3条 調査委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 副市長
- (4) 法令遵守監察監
- (5) 都市整備部長
- (6) 建設部長
- (7) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 調査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関する出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 調査委員会は、土壤調査を終了したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、営繕課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月21日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第7条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

(平成22年4月21日掲示済)

奈良市告示第227号

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱（平成14年奈良市告示第379号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「修学資金」を「教育支援資金」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市高等学校等進学支度金支給要綱第2条の規定は、平成22年度予算に係る進学支度金から適用する。

(平成22年4月21日掲示済)

奈良市告示第228号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年4月21日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年4月22日掲示済)

奈良市告示第229号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年4月22日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年4月22日掲示済)

奈良市告示第230号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年4月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市公報

号外第21号

平成22年9月6日
(月曜日)

名称	位置	区域	供用開始日
古市公園	奈良市古市町98番1	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成22年4月26日

(平成22年4月23日掲示済)

奈良市告示第231号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月23日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大東 昇		あんま	平成19年6月30日
祥あんマッサー ジセンター(森 田 亮)(大東 昇)	奈良県奈良市富 雄元町三丁目1 -13		

指定介護機関

名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション「のはな」	奈良県奈良市六条西四丁目6-3
医療法人財団北林厚生会	奈良県奈良市六条西四丁目6-3
奈良西部病院	奈良県奈良市三碓町2143-1
医療法人拓生会	奈良県奈良市三碓町2143-1
オクムラ薬局学園前店	奈良県奈良市学園朝日町2-15葉山ビル1階
奥村 淳也	奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目1-26

森田 亮	あんま	平成19年6月30日
祥あんマッサー ジセンター(森 田 亮)(大東 昇)		

(平成22年4月23日掲示済)

奈良市告示第232号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年4月23日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
オクムラ薬局学園前店	奈良県奈良市学園朝日町2-15葉山ビル1階	平成22年4月1日

(平成22年4月23日掲示済)

奈良市告示第233号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年4月23日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地	
開設者		
名称	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション「のはな」	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成22年4月1日 平成22年4月1日
医療法人財団北林厚生会		
奈良西部病院	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
医療法人拓生会	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
オクムラ薬局学園前店	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年4月1日 平成22年4月1日
奥村 淳也		

(平成22年4月23日掲示済)

奈良市告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定より指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月23日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
近鉄スマイルあやめ池ケアセンター	奈良県奈良市あやめ池北二丁目4-17	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成21年2月28日 平成21年2月28日
近鉄スマイルサプライ株式会社	大阪府東大阪市瓜生堂三丁目1番13号	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成21年2月28日 平成21年2月28日
近鉄スマイル北登美ヶ丘ケアセンター	奈良県奈良市北登美ヶ丘二丁目15-7	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成19年11月30日 平成19年11月30日
近鉄スマイルサプライ株式会社	大阪府東大阪市瓜生堂三丁目1番13号	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成19年11月30日 平成19年11月30日
近鉄スマイル北登美ヶ丘ケアセンター	奈良県奈良市北登美ヶ丘二丁目15-7	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年1月31日
近鉄スマイルサプライ株式会社	大阪府東大阪市瓜生堂三丁目1番13号		
社団法人奈良県看護協会立ヶアプランセンターさくらんぼ	奈良県奈良市七条二丁目789	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年3月31日
社団法人奈良県看護協会	奈良県橿原市四条町288-8		

(平成22年4月23日掲示済)

奈良市告示第235号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年4月23日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年4月23日掲示済)

奈良市告示第236号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年4月25日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年4月26日掲示済)

奈良市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奈良市二名四丁目 1193番地の84 代表者 堂後 陽輔	奈良市二名四丁目 1193番地の85 代表者 吉田 昌範

2 変更の年月日
平成22年4月11日
(平成22年4月26日掲示済)

奈良市告示第238号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成22年4月27日

3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年4月27日掲示済)

奈良市告示第239号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成22年4月28日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

- 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
 - (1) 下痢が治癒していない者
 - (2) 明らかな発熱（37.5°C以上）を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
 - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有することが明らかな者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) けいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 5 料金
無料
- 6 その他
不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略
(平成22年4月28日掲示済)

奈良市告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年4月28日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称		主たる事務所の所在地	
ヒューマンライフケア奈良		奈良県奈良市三条町321-3	平成22年5月1日 平成22年5月1日
ヒューマンリソシア株式会社		東京都新宿区西新宿七丁目5-25	
訪問看護ステーション彩虹		奈良県奈良市大宮町三丁目2-39-306	平成22年5月1日 平成22年5月1日
株式会社オフィス彩虹		奈良県奈良市大宮町三丁目2-39-306	

(平成22年4月28日掲示済)

奈良市告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年4月28日

奈良市長 仲川元庸

1 規約の変更

変更事項	変更前	変更後
事務所	代表者宅	奈良市若葉台二丁目5番2号 若葉台二丁目集会所
区域	奈良市若葉台二丁目全域および西大寺新池町6番50号から64号までとする。	奈良市若葉台二丁目全域および西大寺新池町6番50号から64号までと6番46号とする。

変更の年月日 平成22年4月10日

2 代表者の変更

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奈良市若葉台二丁目7番2号 代表者 宮本 正人	奈良市若葉台二丁目2番6号 代表者 石田 良一

変更の年月日 平成22年4月1日

(平成22年4月28日掲示済)

奈良市告示第242号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年4月28日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年4月28日掲示済)

奈良市告示第243号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J

R奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事業計画の変更案を公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理事業施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、告示します。

なお、当該事業計画に関して、都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成22年6月14日までに奈良県知事に意見書を提出することができます。

平成22年4月30日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 縦覧期間 平成22年5月18日から同月31日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 奈良市三条本町1番80号
JR奈良駅周辺開発事務所内

(平成22年4月30日掲示済)

奈良市告示第244号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月30日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年4月30日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年4月30日掲示済)

監査**奈良市監査委員告示第12号**

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公示します。

平成22年4月30日

奈良市監査委員 吉田肇

同 中和田守

同 北良晃

同 山中益敏

保護第一課（旧保護課分）

監査結果公表日 平成20年6月6日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成22年4月14日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 民生費難入（生活保護法第63・78条の償還金としてのその他難入）に係る収入未済額は増加しており、なかでも未済額全体の83.1%を占める滞納繰越分の収納率は3.2%と著しく低い状況にある。このような状況に対応できる体制を整備されるとともに、実態調査や時効中断措置を実施し、やむを得ない場合には法に基づき不納欠損処分することも検討されたい。	(2) 生活保護法第63条・78条の適用を受けている世帯で口座振り込みにより、生活保護費を受領している世帯につきましては、平成20年12月より被保護者より提出された、返還金・徴収金納入計画書に基づき、生活保護費振り込み時に返還金・徴収金の振り替えを行い保護課の法第63条・78条用の口座にて毎月、納入を受けております。このことにより、個々の自主納付に頼っていた状況から毎月、確実な返済を見込めることになりました。
(3) 支給袋の印刷において、同一業者に対し短期間に数回にわたり3万円未満で発注されていた。必要な数量を把握したうえで効率的な事務執行をされたい。	(3) 現在は、過年度の使用枚数から推測し、一年間分を会計課を通じ購入しました。今後も適切な事務処理を行って参ります。

(平成22年4月30日掲示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月27日

奈良市公平委員会
委員長 中南又彦

奈良市公平委員会規則第2号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「課長」を「課長 室長補佐」に改め、「(吐山保育園長を除く。)」を削り、「総務部財政課財政第一係長、財政第二係長及び財政第三係長」を「総務部財政課予算統括係長、財務調査係長及び資金調整係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育総務部教育総務課庶務係長」を「教育総務部教育総務課総務係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年4月1日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第13号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年4月30日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社 山口設備	代表取締役 山口直樹	大阪府大東市野崎 三丁目10番18号	平成22年 4月26日

(平成22年4月30日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第14号

平成22年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年6月3日から平成22年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年4月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村武
縦 覧 場 所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成22年4月30日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第15号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年6月3日から平成22年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年4月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村武
縦 覧 場 所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成22年4月30日掲示済)